

予防接種法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(市町村長が行う予防接種の対象者の特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五条第一項の政令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第一条の三第一項の表風しんの項中</p> <p style="margin-left: 2em;">一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者</p> <p style="margin-left: 2em;">二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間に</p> <p style="margin-left: 4em;">一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間</p> <p style="margin-left: 4em;">二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学</p> <p style="margin-left: 4em;">三 昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月</p> <p style="margin-left: 2em;">にある者</p> <p>の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日ま</p> <p>一日までの間に生まれた男性</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(市町村長が行う予防接種の対象者の特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

での間にあるものとする。

「

○ 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令
 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附 則 第十五条（略）</p> <p>第十六条 令第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第二条中「五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかなる者」とあるのは、「<u>五 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかなる者</u>（令附則第三項の規定による読替後の令第一条の三第一項風しんの項第三号に規定する者に限る。）にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」と、同条第九号中「<u>第二号から第六号まで</u>」とあるのは、「<u>第二号から第六号まで</u>（第五号の二を除く。）<u>」とす</u>る。</p>	<p>附 則 第十五条（略） （新設）</p>

改正後	改正前
<p>附則 （施行期日） 第一条（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条（略）</p> <p>（麻しん及び風しんの第三期予防接種）</p> <p>第二条 令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の第三項（以下「読替え後の令第一条の三第一項」という。）の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。</p> <p>2 読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。</p> <p>3 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。</p> <p>（麻しん及び風しんの第四期予防接種）</p> <p>第三条 読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。</p> <p>2 読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風</p>

<p>第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>(風しんの第五期予防接種)</p> <p>第五条 令附則第三項において読み替えて適用する令第一条の三第一項の規定による風しんの第五期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。</p>
<p>3 しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。</p> <p>読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>(新設)</p>